

令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入 実施要領

1. 趣旨・目的

本要領は、令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入について公募型プロポーザルにより受注者を選定するため、必要な手続きを定めるものとする。

2. 事業に関する事項

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入（以下「本業務」という）

(2) 業務内容

新庁舎3階に整備する議場兼大会議室において使用する音響・映像設備一式を整備する。本設備は、議会の情報公開の推進を目的とし、会議のライブ配信および録画配信を行うために必要なシステムであり、マイク、カメラ、モニター、録音・配信機器等を購入する。議会開催時に限らず、各種会議や講演会等においても活用し、多目的利用による施設機能の向上を図る。議場に設置されたカメラ映像・音声を庁舎内及び将来的にインターネットで配信するために必要な機器との接続業務。

この他「(別紙) 令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機購入仕様書」のとおりとする。

(3) 発注者

大蔵村長 加藤 正 美（以下「村長」という。）

(4) 納入期限

令和9年2月1日（月）まで

3. 窓口・問合せ先

〒996-0212 山形県最上郡大蔵村大字清水2528番地

大蔵村役場総務課 新庁舎建設室

電 話：0233-75-2111

F A X：0233-75-2231

メール：shinchosha@vill.okura.yamagata.jp

4. 提案上限額

24,200,000円 以内（消費税及び地方消費税を含む）

※施工費、構築費込み。この金額を超える提案は失格とする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本公告日現在において次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 大蔵村の「R7・8年度入札参加資格受付簿」に登録されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年度政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 大蔵村の指名停止を受けている期間中の者でないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者

(5) 過去5年の間に山形県内の地方公共団体における本会議場の映像音響設備及び制御システムの導入実績を複数有している者

(6) 元請負業者においては、山形県内に本社を有し現場責任者は1級電気工事士または1級電気工事施工管理技士もしくは1級電気通信工事施工管理技士の資格者を施工期間中常駐で配置できること。また再下請業者においても適切な執行体制を有していること。納入後の保守運用も元請業者が実施できること。*上記に満たない施工体制の場合は失格とする。

6. 手続き等に関する事項

(1) 資料

① 配布資料

- ・令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入 実施要領【本書】
- ・提案書様式（様式1～3）

- ・(別紙) 令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機購入仕様書
- ② 配布方法 大蔵村ホームページに掲載
- ③ 配布日 令和8年5月15日(金) 午前10時00分
- (2) 質問書の受付および回答
 - ① 受付期限 令和8年5月25日(月) 午後5時
提出書類 事業に関する質問書(様式1)
 - ② 提出方法 「3窓口・問い合わせ先」に記載する電子メールアドレスにて事務局あてに提出すること。なお、電話、ファックス及び持参での質問には応じない。
 - ③ 回答期限 令和8年5月28日(水) 午後5時までにすべての質問の回答を大蔵村ホームページに掲載する。
- (3) 意思表明書の提出
 - ① 提出期限 令和8年6月1日(月) 午後5時
 - ② 受付場所 「3窓口・問い合わせ先」のとおり
 - ③ 提出書類 企画提案書提出意思表明書(様式2)
 - ④ 提出部数 1部
 - ⑤ 提出方法 持参または郵送による。(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。)
- (4) 企画提案書等の受付
 - ① 受付期限 令和8年6月5日(金) 午後5時
 - ② 受付場所 「3窓口・問い合わせ先」のとおり
 - ③ 提出書類 企画提案書(様式3)、その他、(5) 企画提案書記載要領等に記載の必要書類。
 - ④ 提出部数 各10部(正本1部、写し9部)。
 - ⑤ 提出方法 持参または郵送による。(郵送の場合は提出期限必着とする。)
 - ⑥ その他 ホッチキス止めはせず、クリップ止めで提出すること。
- (5) 企画提案書記載要領等
企画提案書に添付する要件は、以下のとおりとする。
 - ① 令和3年4月以降に本会議場の映像音響設備及び制御システムを納入した自治体等実績(様式3-1)
 - ア 国・地方公共団体の事業名、内容等の実績を記入すること。
 - イ 上記アの事項がない場合には、民間での実績を記入すること。
 - ② 機能要件一覧(様式3-2)
 - ア 「対応可能」の欄に対応可能な場合「○」を記入すること。
 - イ 代替案を提案する場合は、備考欄に記載すること。また、記載しきれない場合は別紙を添付し、「別紙記載」と表記すること。
 - ④ 参考見積書
 - ア 本業務に係る経費(機器購入、システム調整、工事一式)の総額を記載した見積書(様式3-3)を提出すること。
 - イ 令和17年度までの維持管理費用について、維持管理費用見積書(様式3-4)を提出すること。
 - ウ 記載総額には消費税及び地方消費税は含まないこと。内訳明細書を添付すること(任意様式)。
 - ⑤ 導入設備並びに導入システムに関する提案資料(任意様式 但し、A4横、長辺綴じ、両面仕上げとする)
 - ア 議場内カメラ・マイク制御システムの主な特徴、アピールポイント、利点を明記すること。
 - イ 導入機器の主な仕様、特徴を明記すること。
 - ウ 文字の大きさに規定はないが、見やすく読みやすい大きさにすること。
 - エ 提案資料の枚数に制限はないが、できる限り簡潔にわかりやすくまとめること。

7. スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公募要領の公表 | 令和8年5月15日(金) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和8年5月25日(月) ※様式1 |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和8年5月28日(木) |
| (4) 参加資格確認申請書提出期限 | 令和8年6月1日(月) ※様式2 |

(5) 企画提案書の提出期限	令和8年6月5日(金) ※様式3他
(6) ヒアリングの実施	令和8年6月11日(木)
(7) 審査	令和8年6月11日(木)
(8) 選定結果の通知	令和8年6月11日(木) 発送
(9) 契約締結	令和8年6月中旬
(10) 本構築業務履行期限	令和9年2月1日(月)

8. 審査方法

(1) 審査員審査

最優秀提案者及び優秀提案者の選定は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容審査及びヒアリング審査の結果により評価する。

最優秀提案者及び優秀提案者は、プロポーザル評価表に基づき、提出書類による審査、審査委員によるヒアリングによる審査を実施し総合的に点数化し、評価点の高い業者に決定する。決定する評価点は、各審査委員による評価点の平均値とする。

(2) ヒアリング

ア 実施日、時間等については、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）に別途通知する。

イ 出席者 各社3名以内とする。

ウ ヒアリング方法

- ・本プロポーザルに係る参加者は他の参加者の傍聴はできない。なお、審査委員会の審査は非公開で行う。
- ・初めに提案者より20分間以内の説明を行い、その後、審査委員による15分間以内の質疑応答を実施する。なお、各々の時間を経過した場合は、途中でであっても打ち切るものとする。
- ・ヒアリングは、提出された企画提案書をもとに行う。プレゼンテーションソフトによる説明を可とするが、企画提案書の記載のない動画等を使用することは認めない。
- ・当日、企画提案書の差替えや訂正及び追加資料等の持ち込みは禁止する。ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りでない。

エ ヒアリング順序

ヒアリングを行う順序は、企画提案書を受付けた順とする。

オ その他

- ・出席者の会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外は入場できないものとする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。説明用のパソコンは持参すること。
- ・ヒアリングを録画又は録音することは禁止する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については文書で通知する。なお、結果についての異議は認めない。

(4) その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計評価点が70%以上でなければ交渉権者として認めない。

9. 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 各提出様式（以下、「提出書類」という。）の提出日、提出場所、提出方法、記載内容等が、本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 本事業に参加する者及び関係者が、審査委員等に対して事前説明、事前連絡するなど、公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (4) その他、設定した要件を満たしていないときや、不正な行為等があったと村長が認めたとき。

10. 契約候補者の決定

審査委員会は「令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入公募型プロポーザル審査要領」に基づく各審査委員の評価により最優秀者及び優秀者1者をそれぞれ特定し、村長に報告する。

村長は、審査委員会の報告に基づき、最優秀者を契約候補者として決定する。なお、最優秀者が村

等から指名停止を受けることとなった場合等、協議が整わなかった場合は、優秀者を契約候補者として、村長が決定する。

11. 業務の契約

村は、最優秀者を契約の相手方とし、契約の交渉を行う。なお、最優秀者の契約が成立しない場合は、優秀者と交渉を行うものとする。随意契約とする。

12. その他の事項

- (1) 提出書類及び質問書については返却しない。
- (2) 本事業のプロポーザルへ参加するために要した一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書提出意思表明書（様式2）を提出した者は、契約の相手方として決定されるまでは参加を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、速やかに村長へ文書で提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 契約者の決定後、企画提案書の提出をした会社名等は公表することがある。
- (6) 契約における事業内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、変更ができるものとする。
- (7) 契約者以外の提案内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。
- (8) やむを得ない事情により日程等に変更が生じる場合には、別途通知する。
- (9) 本件に関する説明会等を行わない。
- (10) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表) プロポーザル評価表

審査項目	審査基準	評価点
1 業務経歴	山形県内において、過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績を上げているか。 発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか。	5
2 業務実施体制	業務遂行に十分な体制がとれているか。 また仕様書に掲げる有資格者を配置できているか。 発注者との連絡調整や迅速な対応が可能であるか。 下請負業者も含めて十分な実績のあるベンダー・メーカーを採用しているか。	15
	実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。	5
3 システムの概要及び主要機器の機能	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく直感的に操作できるシステムであるか。	10
	導入機器については、仕様書の項目に準じた内容となっているか。	15
	トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、長期運用に耐えうる安定的なシステムであるか。	10
4 保守・メンテナンス	トラブル発生時における代替措置が講じられる等の対処法を備えているか。	5
	機器等の故障などやシステム障害の対策方針は具体的で妥当性があるか。	10
	操作やサービス全般の問い合わせについて、十分な対応ができるか。	5
5 見積価格	提案内容、内訳に対して予算内で構築できているか。	10
6 その他	発注者の意図を汲んだ企画提案内容となっているか。	10
合 計		100